

政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道						3.2E+1	32.0	32.0
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.0E+0			2.0		1.8E+1	18.0	20.0
8	茨城県	2.4E+0			2.4		1.9E+1	19.0	21.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						1.6E+2	160.0	160.0
12	千葉県						7.3E+1	72.8	72.8
13	東京都								
14	神奈川県						6.6E+2	657.5	657.5
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						2.8E+1	28.0	28.0
23	愛知県						4.0E+1	40.0	40.0
24	三重県						3.1E+2	310.0	310.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	1.1E+1			11.0		3.6E+2	360.0	371.0
28	兵庫県	8.1E+1			81.0		2.8E+2	278.0	359.0
29	奈良県								
30	和歌山県					3.1E+0	1.6E+1	19.1	19.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.9E+1			19.0				19.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						1.2E+2	120.0	120.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.2E+2			115.4	3.1E+0	2.1E+3	2,114.4	2,229.8

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。